

(別紙)

諮問番号：令和4年度諮問第12号

答申番号：令和4年度答申第12号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求に係る処分は、取り消されるべきである。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人（以下「請求人」という。）の主張の要旨

請求人は、おおむね、次の理由により、原処分（生活保護変更申請却下処分）が違法又は不当である旨を主張しているものと解される。

- (1) 請求人の居宅（以下「本件居宅」という。）は長男が所有し、請求人が無償で使用しているものであるから、本件居宅を借りている間に故障した水道管及びボイラーの修繕（以下「本件修繕」という。）については、使用者である請求人が責めを負うことが、社会通念上、当然であること。
- (2) 請求人が、本件修繕費用に係る住宅維持費の支給を求めて行った保護変更申請（以下「本件申請」という。）の却下理由は、外出時の歩行が困難であるなどの請求人の生活実態及び身体的状況を無視したものであること。

2 処分庁の主張の要旨

本件修繕費用は、請求人の身体的状況や介護サービスを利用した入浴状況等を考慮した結果、住宅維持費の支給対象とはならないものであるから、原処分は適法かつ正当である。また、住宅の改修は当該住宅の家主の財産形成となるものであるから、本件修繕費用は、家主である長男が負担するべきものである。

第3 審理員意見書の要旨

- 1 原処分は、法令等の規定に従い、適正になされたものであるから、違法又は不当な点は認められない。
- 2 請求人は、片道400メートルの公衆浴場（以下「本件公衆浴場」という。）を利用することが可能とみられる状況にあったことに加え、通所型の介護サービスを利用することにより最低限の入浴機会を確保することもできたから、「自宅において入浴することが真に必要と認められる」事情があったとは認められない。よって、本件申請を却下した処分庁の判断に裁量権の逸脱又は濫用があるとまではいえず、原処分に違法又は不当な点はない。
- 3 以上のとおり、原処分は、適法かつ正当に行われており、また、請求人の主張には理由がないから、本件審査請求は、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

令和4年7月8日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同月14日及び8月1日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

保護の変更の決定に係る事務は地方自治法における法定受託事務とされており、厚生労働大臣は当該法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準を定めているが、かかる基準によれば、住宅維持費は、被保護者が現に居住する家屋の畳等の従属物の修理又は現に居住する家屋の補修その他維持のための経費を要する場合に認定することとされている。また、入浴設備の修理又は設置については、近隣に公衆浴場がない場合は、補修費の範囲内で修理を認めて差し支えないとされ、重度の心身障害者や歩行困難な高齢者等が自宅において入浴することが真に必要と認められる場合、これ以外の者が他に適当な入浴の方法がないと認められる場合は、入浴設備の設置に関する費用を住宅維持費の支給対象として取り扱って差し支えないとされている。そして、前記の「他に適当な入浴の方法がない」とは、最寄りの公衆浴場までの距離、所要時間、当該世帯の世帯員の健康状態等を総合的に勘案して判断されるものとされている。

そこで本件をみると、処分庁は、請求人の身体的状況や介護サービスを利用した入浴状況等を考慮した結果、住宅維持費の支給対象とならないものであるとして原処分を行ったことが認められる。しかし、そもそも保護制度における住宅維持費の支給は、介護保険制度におけるサービスの利用をも加味し得るものとはされておらず、介護サービスの利用を自宅における入浴の代替として考慮することはできない。

また、処分庁の職員は、整形外科の主治医の見解として、請求人の歩行について診療室内では問題ない旨聴取しているが、同時に本件公衆浴場への歩行による往復が可能と断言できないとも聴取しており、診療室内の請求人の歩行能力が本件公衆浴場の利用に適うものであったかについて、専門的な判断がなされたとは言い難い。加えて、本件公衆浴場への歩行の可否に係る審理員の照会に対しても整形外科の主治医は診療室内の請求人の歩行から可能と推認される旨回答したに過ぎず、請求人の年齢、骨粗鬆症及び腰椎圧迫骨折の傷病の状態並びに本件公衆浴場までの距離及び所要時間を考慮すると、本件公衆浴場の利用を自宅による入浴の代替とすることは請求人にとって酷であるから、住宅維持費の支給対象に該当しないとされた処分庁の判断には誤りがあると言わざるを得ない。

以上のとおり、原処分は取り消すべきであり、審理員の審理及びこれを踏まえて本件審査請求を棄却するべきであるとした審査庁の判断は妥当とはいえないから、前記第1のとおり、答申する。

北海道行政不服審査会

委員（会長） 岸 本 太 樹

委員 鳥 井 賢 治

委員 日 笠 倫 子